

第10 障害者の自立・社会参加の推進と利用者のニーズに対応した良質な福祉サービスを提供できる人材の養成・確保等

- 障害のある人も障害のない人と同様に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を踏まえ、すべての障害者の個人の尊厳が重んぜられ、社会を構成する一員としてのあらゆる分野の活動に参加できるよう支援するため、障害者プラン等に基づき、リハビリテーション、生活支援、雇用の促進などの保健福祉施策及び雇用就業施策を一体的に推進する。
- 利用者が求める良質な福祉サービスを提供できる人材の養成確保対策を推進するとともに、ホームレスに対する支援の充実を図るなど、社会福祉の基盤整備を推進する。

1 障害者福祉施策の推進

(1) 障害者の自立と社会参加の推進

- ◇障害者プランの着実な推進（グループホーム、授産施設、介護サービスの充実等）
- ◇小規模通所授産施設（定員10名以上）の活動支援
- ◇コミュニケーション手段の確保等の充実（手話通訳の派遣、盲導犬の育成等）
- ◇精神障害者社会復帰施設の支援の拡充

(2) 高次脳機能障害への対応

- ◇診断技術及びリハビリプログラムの確立と在宅生活の支援体制の整備

(3) 「国連・障害者の十年」記念施設の運営開始

(4) 障害に係る欠格条項の見直しの検討

2 障害者雇用対策の推進

(1) 障害者の雇用の促進及び安定のための積極的な施策の推進

- ◇障害者雇用機会創出事業（仮称）の創設（民間の事業所に障害者を短期の試行雇用の形で受け入れてもらい、事業主の障害者雇用のきっかけづくりを推進）
- ◇障害者のキャリアの向上等に関する研究の実施（障害者の処遇、キャリアの向上等に関する好事例の収集、望ましいキャリアの向上等の方策について企業への普及、啓発）

(2) 障害者に対する実践的かつ効果的な職業リハビリテーションの充実

- ◇職場適応援助者（ジョブコーチ）による就職後の人的支援パイロット事業の拡充
- ◇医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業の拡充
- ◇地域雇用支援ネットワークによる精神障害者職業自立支援事業の拡充

(3) 雇用と福祉との連携による総合的な障害者対策の推進

- ◇障害者就業・生活総合支援事業の拡充
- ◇情報機器の活用による重度障害者の社会参加・就労支援連携モデル事業の実施
- ◇グループ就労を活用した精神障害者の雇用促進モデル事業の実施（数人の精神障害者のグループが指導員の支援のもとに一定期間就労するモデル事業を試行的に実施）

3 利用者のニーズに対応した良質な福祉サービスを提供できる人材の養成と確保

- ◇福祉サービスの人材養成確保の充実と支援体制の整備
- ◇介護分野における人材育成・雇用管理改善対策の推進（再掲）
- ◇福祉人材センターと福祉重点ハローワークの連携による就労・人材確保支援

4 地域福祉の推進

(1) 福祉サービス利用者の利益の保護

- ◇地域福祉権利擁護制度の推進
- ◇福祉サービスに関する苦情解決制度の推進
- ◇福祉サービスの第三者評価制度の推進

(2) ホームレスに対する自立支援

- ◇ホームレス自立支援事業の拡充
- ◇一時宿泊施設の設置（2か所）
- ◇ホームレスに対する雇用・失業対策の実施